

## 計画の構成(政令指定都市)

都市名	重点	体系	
仙台市		重点課題	施策の方向

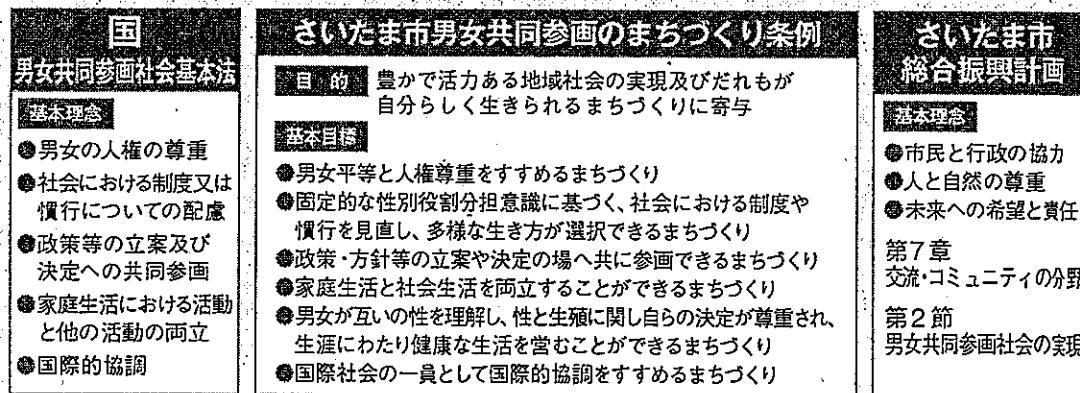
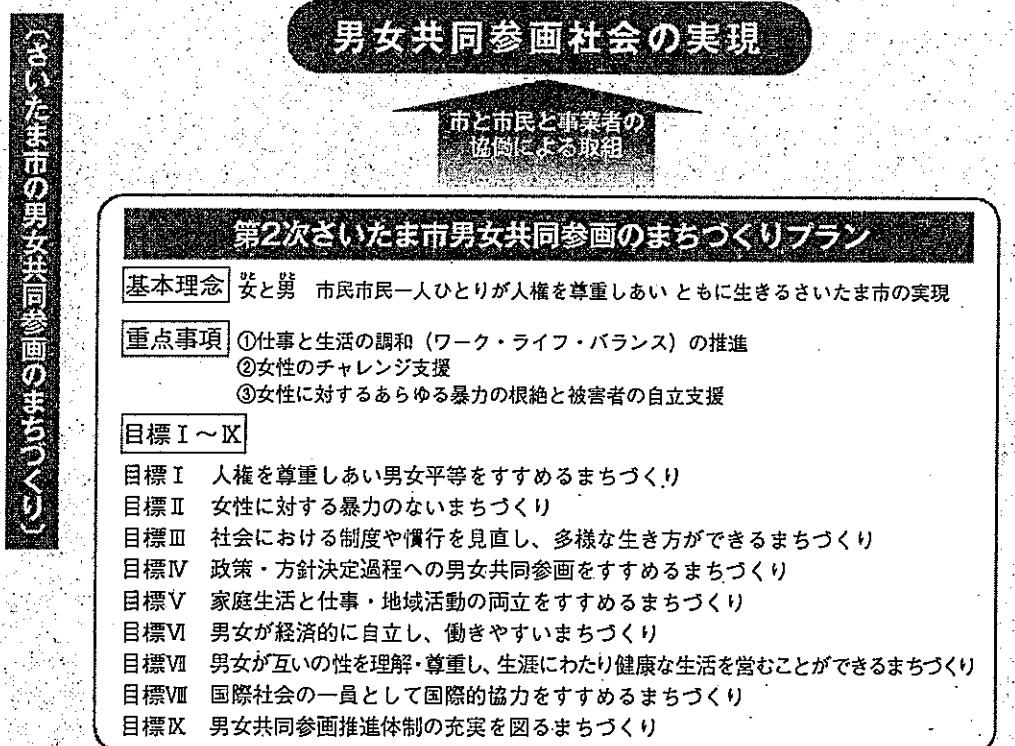
札幌市	重点事項	基本目標	基本的方向
新潟市		基本目標	目標
☆ さいたま市	重点事項	目標	施策の方向
☆ 千葉市	重点的に実施する施策	基本目標	施策の方向
☆ 川崎市		柱	基本施策
相模原市		基本方針	施策の方向・主な事業
☆ 横浜市	重点項目	取組目標	施策の方向
静岡市	重点施策	基本的施策	施策の方向
☆ 浜松市	重点施策	基本的施策	施策
名古屋市		目標	方針
☆ 京都市	重点施策	基本目標	施策の方針
大阪市	重点的な取組み	課題	施策の基本的方向と具体的な取組み
堺市		基本課題	施策の基本的方向
神戸市	重点的に推進すべき分野	基本目標	課題
岡山市	重点的な取組	基本目標	重点目標
広島市	重点課題と施策	施策の柱	施策の方向性
北九州市		柱	施策の方向性
福岡市		基本目標	施策の方向性

※ ☆印の都市について計画の一部を後ろに添付しました。

# 5 計画の位置づけ

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づく基本計画です。

また、「男女共同参画社会基本法\*」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。



\* 男女共同参画社会基本法

平成11（1999）年に制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれるごとなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されています。

# 施策の体系

目標	施策の方向	基本的施策
I 人権を尊重しあい 男女平等をすすめる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人権尊重・男女平等意識の啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>①人権尊重意識の啓発</li> <li>②男女平等意識に関する調査・研究</li> <li>③男女共同参画に関する意識の啓発</li> </ul> </li> <li>■男女平等教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭教育への取組</li> <li>②学校教育での取組</li> <li>③男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進</li> </ul> </li> <li>■メディアにおける女性・子どもの 人権の尊重           <ul style="list-style-type: none"> <li>①人権尊重と男女共同参画の視点に立った 表現の浸透</li> </ul> </li> </ul>	
II 女性に対する 暴力のない まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■性の尊重と女性に対するあらゆる 暴力の根絶           <ul style="list-style-type: none"> <li>①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた 意識啓発</li> <li>②女性に対する暴力のない安心・安全なまちづくり</li> </ul> </li> <li>■ドメスティック・バイオレンス防止 対策と被害者の自立支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>①ドメスティック・バイオレンス防止対策</li> <li>②ドメスティック・バイオレンス被害者への支援</li> <li>③児童虐待防止への対策</li> </ul> </li> <li>■セクシュアル・ハラスメント防止の 徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>①セクシュアル・ハラスメントの防止に対する 理解と対策の充実</li> <li>②事業者・団体による取組の促進</li> </ul> </li> </ul>	
III 社会における制度や 慣行を見直し、 多様な生き方が できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■職場・学校・地域・家庭における 慣行の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>①性別による固定的な役割分担にとらわれ ない意識の啓発</li> <li>②広報誌等による情報提供</li> <li>③公民館・団体等における推進・啓発</li> </ul> </li> <li>■男女共同参画に関する法制度の 周知           <ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画関係法令の周知</li> <li>②法的知識に関する学習機会の提供</li> </ul> </li> </ul>	
IV 政策・方針決定過程 への男女共同参画を すすめるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政策・方針決定過程への女性の 参画の拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>①行政・審議会等への女性の積極的登用</li> <li>②事業者・団体による取組の促進</li> </ul> </li> <li>■政策・方針決定過程の透明性の 確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>①行政情報の積極的な提供・公表</li> <li>②行政への参画機会の拡充</li> </ul> </li> <li>■男女共同参画に向けた人材発掘・ 育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画の実現をめざす人材の発掘・ 育成</li> <li>②指導的役割を担う女性の人材育成</li> </ul> </li> </ul>	

目標	施策の方向	基本的施策
V 家庭生活と仕事・ 地域活動の両立を すすめるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女がともに仕事と家庭生活を 両立できる環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>①仕事と生活の両立のための意識啓発</li> <li>②事業者による取組の促進</li> <li>③育児・介護休業等への理解と取得の促進</li> <li>④事業者としての市役所の取組</li> </ul> </li> <li>■多様なライフスタイルに対応した 子育て支援策の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て情報の提供と学習機会の充実</li> <li>②子育て支援策の充実</li> <li>③保育施設等の整備・充実</li> </ul> </li> <li>■充実した高齢期の実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者の社会参加の促進</li> <li>②介護支援策の充実</li> </ul> </li> <li>■男女がともに取り組む地域活動の 促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①NPO活動・ボランティア活動の促進</li> <li>②市民と市が協働して取り組む環境保全の促進</li> <li>③誰もが安全で快適に暮らせる環境の整備</li> </ul> </li> </ul>	
VI 男女が経済的に 自立し、 働きやすい まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■働く場における男女の均等待遇の 促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用の分野における男女の均等な機会と 待遇の確保の促進</li> <li>②積極的格差は正措置の具現化に向けた 取組の促進</li> </ul> </li> <li>■安心して働くことができる環境の 整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>①心身の健康が保てる就業環境の整備</li> <li>②就業継続のための環境整備</li> <li>③若年層就業支援とキャリア教育の推進</li> <li>④高齢者・障害者・ひとり親の生活安定と就業支援</li> </ul> </li> <li>■女性の経済的自立と チャレンジ支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>①再就職のための支援体制整備</li> <li>②多様な働き方への支援</li> <li>③女性のチャレンジ支援</li> </ul> </li> </ul>	
VII 男女が互いの性を 理解・尊重し、 生涯にわたり健常な 生活を営むことが できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女が互いの性を理解・尊重する ための啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>①性に関する正しい認識と理解についての 教育・学習機会の充実</li> </ul> </li> <li>■男女の生涯にわたる健康づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>①生涯を通じた健康づくりの支援</li> <li>②妊娠・出産・育児に関する健康支援</li> <li>③からだとこころに関する相談等の充実</li> <li>④生涯にわたるスポーツの活動支援</li> </ul> </li> <li>■性と健康をおびやかす問題への 対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>①性感染症防止対策</li> <li>②健康をおびやかす問題についての教育と啓発</li> </ul> </li> </ul>	
VIII 国際社会の一員として 国際的協調を すすめるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女共同参画の視点に立った 国際交流と国際理解の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「平等・開発・平和」への貢献のための 情報提供と学習機会の充実</li> <li>②国際理解・交流活動の推進</li> <li>③国際理解教育の推進</li> </ul> </li> <li>■外国人が安心して暮らせるための 支援体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>①外国人のための情報提供の充実</li> <li>②外国人のための生活支援策の充実</li> </ul> </li> </ul>	
IX 男女共同参画推進 体制の充実を 図るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■推進体制の充実と市民・事業者 との連携の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①苦情の申出・処理体制の充実</li> <li>②市民・事業者との連携の推進</li> </ul> </li> <li>■男女共同参画推進センター機能の 充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画推進センター事業の充実</li> <li>②関連施設との連携</li> </ul> </li> </ul>	

さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会へ

## 計画の目的

「新ハーモニープラン」は、千葉市の男女共同参画社会の形成に向けた基本的考え方を定める「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（平成15年4月施行）に基づき、男女共同参画についての施策や、市民や事業者の取り組みを総合的かつ計画的に進めるための基本計画です。

## 計画期間

計画期間は、平成17年度から27年度までの11年間とします。ただし、この間、社会経済環境の変化や施策の実施状況などに応じて随時見直しを行います。

## 計画策定の視点

### 視点1 共同参画意識

男女一人ひとりが、互いを尊重し、ともに喜びと責任を分かちあおうとする意識をもつこと

### 視点2 協働と連携

市民、事業者、市が、男女共同参画の推進に主体的に取り組み、それぞれ対等な立場で力をあわせるとともに、国や県、他自治体、民間団体等を含めた様々なつながりを推進すること

## 重点的に実施する施策

この計画では、平成15年度に実施した市民意識調査や、ほぼ同時期に策定される千葉市の関連計画などを踏まえ、重点的に実施する施策を次のとおり定めました。具体的には、このパンフレット内で、**重点**マークをつけた施策です。

■男女ともに働きやすい職場づくり

■性別による人権侵害の防止

■「夢はぐくむ、ちは子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」と  
「ひとり親家庭あんしんプラン（千葉市ひとり親家庭等自立支援計画）」に関連する施策

## 計画の推進

**■進行管理** 施策の実施状況を継続的に把握し、指標（パンフレット裏面掲載）などを用いて評価、見直しを行うことで、効果的な施策の展開を図ります。

**■推進体制** 男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な取り組みとなるよう、府内推進体制を強化します。

## 計画の体系図

### 基本目標

#### 1 男女平等と人権の尊重

(1)配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

**重点**

(2)セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

**重点**

(3)国際的な視点に立った交流と連携の推進

#### 2 政策決定の過程における男女共同参画の推進

(1)市や附属機関等の方針決定過程における男女の参画促進

(2)男女共同参画を推進する体制の強化

#### 3 教育の分野における男女共同参画の推進

(1)男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

(2)家庭や地域における学習機会の充実

#### 4 雇用の分野における男女共同参画の推進

(1)職場における男女の機会均等

**重点**

(2)多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

**重点**

(3)男女の職業能力の開発と向上

(4)ゆとりある働き方の促進

#### 5 自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進

(1)自営の商工業や農林水産業等に従事する男女の協働の確立

(2)起業に対する支援

#### 6 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援

(1)男女がともに担う家庭生活づくり

**重点**

(2)男女がともに担う地域社会づくり

(3)仕事と家庭生活等の両立を支援する職場づくり

**重点**

(4)ひとり親家庭への支援

**重点**

#### 7 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

(1)男女共同参画を推進する民間団体への支援

(2)男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

#### 8 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

(1)性や健康への理解の促進と健康づくり

(2)妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

(3)生涯にわたる健康を支援する医療の充実

(4)高齢者や障害者の自立支援と社会参加

## 3 第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

## 55の施策

## 4つの柱

## 14の基本施策

## I 「女性の人権」の確立

- 1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実
- 2 援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実
- 3 性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進
- (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進
- (3) 女性に対する人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実
- (4) 人権オンブズパーソン制度の周知と活用
- (5) 外国人女性に対する必要な支援の推進

- (6) ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援
- (7) ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実
- (8) ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援
- (9) 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進

- (10) 性と生殖に関する健康と権利について学習機会と情報の提供
- (11) 女性専用外来の設置及び市民への情報提供
- (12) 周産期医療の体制の確保

## II 仕事と暮らしへの支援

- 4 安定した就業機会の確保と就業継続の支援
- 5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援
- 6 子育てを支える環境の充実
- 7 介護を支える環境の充実

- (13) 女性に対する就業支援の充実
- (14) 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ
- (15) 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進

- (16) 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実
- (17) 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進
- (18) 長時間労働抑制に向けた取組
- (19) 年次有給休暇取得率向上への取組

- (20) 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (21) 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組
- (22) 多様な保育制度及び保育施設の拡充
- (23) 子育てに向けた学習機会及び情報の提供
- (24) 児童・生徒に対する放課後事業の充実

- (25) 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ
- (26) 市役所における介護休業取得率向上への取組
- (27) 利用しやすい介護サービス等の充実

## III 学習機会と情報の提供

- 8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備
- 9 地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実
- 10 市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

- (28) 学校などにおける男女平等教育の充実
- (29) 市民の男女平等に関する学習・研修への支援
- (30) 事業所における男女平等に関する研修への支援
- (31) 市役所における男女平等意識の醸成

- (32) 男女平等についての理解を深めるための取組の推進
- (33) 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施
- (34) 市の広報資料における表現の点検

- (35) 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディアリテラシー）」の向上への支援
- (36) 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進

## IV 推進体制の充実

- 11 市民・市民活動団体等との連携の促進
- 12 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 13 行動計画の点検・評価システムの充実
- 14 庁内推進体制の充実

- (37) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実
- (38) 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進
- (39) 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援

- (40) 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり
- (41) 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ
- (42) 寄議会等への女性の参画促進
- (43) 市役所における管理職等への女性職員登用への取組
- (44) 市役所におけるメンター制を含む女性の人才培养の推進
- (45) 市役所における保育・看護の分野への異性の参加促進
- (46) 新たな分野における男女共同参画の推進

- (47) 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表
- (48) 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表
- (49) 市民による評価に対する支援
- (50) 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表

- (51) 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入
- (52) 男女共同参画推進員の活動の充実
- (53) 男女平等に関する条例・行動計画・施策の普及・啓発
- (54) 男女平等の視点からの不必要的性別表記の削除
- (55) 国や県に対する提言や要望の実施

柱・基本施策の説明や具体的な事業内容は、第2章を御覧ください

## II 計画での重点項目

男女共同参画を推進するための施策のうち、最近の男女共同参画に係る社会状況や横浜市のこれまでの取組を踏まえて、男女共同参画審議会の答申で重点とされた次の4つを本計画の重点項目とします。

1

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組

男女共同参画に関する市民意識調査（平成17年度）では、男女共同参画社会形成のために行政が取り組むべき項目として、仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実をあげた市民が、回答者の6割を超えて最多でした。

長時間労働により、子育て・介護等の生活時間の確保が困難な状況がある中で、男女がともに家庭生活と仕事を両立でき、個性と能力を発揮して健康的で豊かな生活をおくことができるようになるためには、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考え方沿って、仕事中心の生き方を社会全体で見直すことが求められています。この点に関しては、特に、事業者の主体的な取組も必要です。

また、本計画の期間内に定年退職の時期を迎える団塊の世代に対し、家庭生活や地域活動において、男女がともに参画することができるよう、男女共同参画の啓発や支援を行います。

本計画では、事業者による仕事と家庭生活の両立への取組を促進するとともに、さまざまな世代の男性による家庭生活や地域活動への参画を促します。

#### 施策の方向

- あらゆる活動での男女共同参画を促進します。（22頁）
- 事業者による子育て・介護支援や働き方の見直しを促進します。（27頁）
- 男性の家庭生活への参画を支援します。（27頁）

2

### 女性のチャレンジ支援

横浜市は、結婚・出産を機に離職する女性の割合が高く、また、その後の再就職等による労働力率も全国平均を大きく下回っています。

女性の労働力率は年々高まっていますが、仕事の継続を希望しながら結婚・出産により退職を余儀なくされる女性も多く、いったん退職すると、再び仕事に戻ろうとしても、本人の希望する仕事に就くことは非常に困難であるのが実態です。労働人口の不足が予測される中で、潜在的な労働力である女性の意欲と能力を生かすためのチャレンジ支援策を充実していくことが、今後の経済の持続的な発展のためにも不可欠です。

結婚・出産等で退職した女性が、再就職や起業、あるいは市民活動への参画などを通じて、さまざまな分野にチャレンジするための支援を行います。

#### 施策の方向

- 女性の多様なチャレンジを支援します。（20頁）
- 事業所における男女平等の職場づくりを促進します。（20頁）

3

### 暴力の防止と被害者支援

夫やパートナーから女性に対してふるわれる暴力について、被害者が安心して相談できるよう、被害者の相談・保護の体制を充実するとともに、被害者が地域で経済的に自立して生活していくための支援を充実します。また、暴力は、被害を受けた女性本人はもとより、その子どもにも深刻な影響を与えることから、被害者の子どもに対するケアに取り組みます。

平成17年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、20歳代の女性の20%以上が、交際期間中に相手からの暴力を経験していることがわかりました。若いうちから、親しい関係にある者からの暴力についての認識を持つ必要があると考えられるため、中・高・大学生を含む若年層を対象とした暴力防止のための啓発を進めます。

さらに、女性や子どもを狙った性犯罪が急増していますが、そのような事件を未然に防ぐため、安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

#### 施策の方向

- 暴力の被害者への支援体制を強化します。（42頁）
- 暴力防止のための啓発を強化します。（43頁）
- 女性や子どもにとって安全なまちづくりを支援します。（43頁）

4

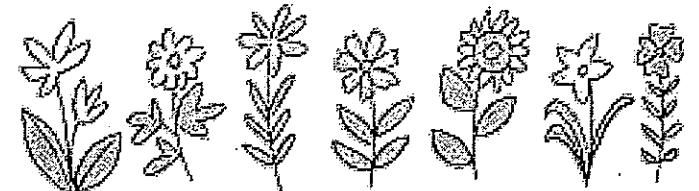
### 若い世代の自立に向けた支援

近年、非正規雇用者の割合が急速に高まっており、正規雇用者との賃金格差が拡大しています。また、事業者の採用戦略の変化に加えて、若年層の就業意識の変化の影響により、経済的に自立できない若者が増加しています。

こうした状況を踏まえ、これから社会を担う世代が、固有的な性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と能力を生かして自立した生活を送ることができるよう、若い世代を対象に自立意識を育み、生活設計を描くための支援を行います。

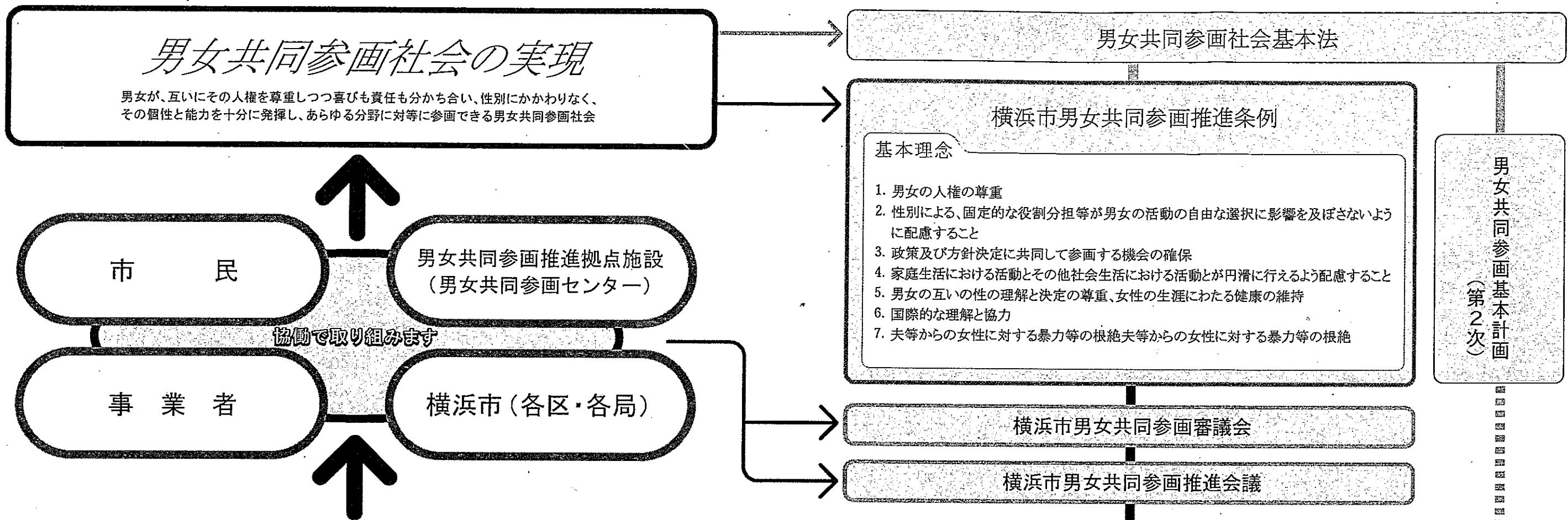
#### 施策の方向

- 学校・地域・家庭で男女平等や自立・職業意識を育む教育を進めます。（12頁）

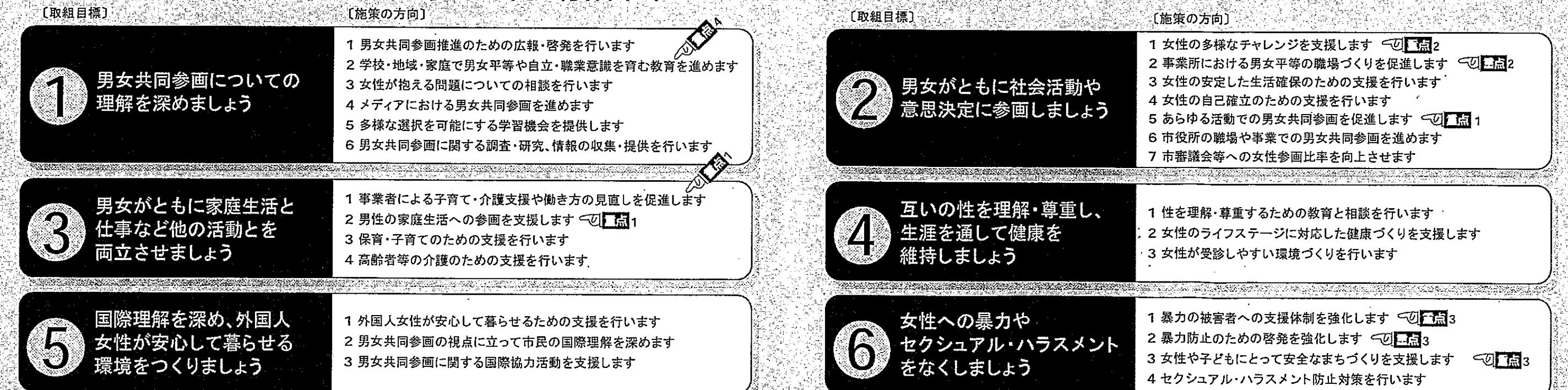


### III 計画の概念図

よこはま男女共同参画行動計画 平成18年度～平成22年度



## よこはま男女共同参画行動計画



基本理念を踏まえ、浜松市の男女共同参画のあるべき姿としての将来像を定めます。

## 男女がともに自立・参画し、高めあう 創造都市 浜松

「自立」「参画」「高めあう」がキーワードです。

男女一人ひとりが「自立」し、あらゆる分野とともに「参画」することにより、お互いの意欲・能力を「高めあい」、新たな価値や人材を生み出す創造都市・浜松をめざします。

### 計画の期間

平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)の10年間とします。  
ただし、社会経済環境等の変化を踏まえ、適時適切な見直しを行います。

### 計画の施策体系

基本理念のもと、将来像の実現に向けて取り組む計画の施策体系を、次のとおり定めます。

#### 基本的施策

(6項目) 将来像を実現するための方策

#### 施 策

(19項目) 基本的施策を実現するための具体的な方策

#### 事 業

(70項目) 施策を実現するための具体的な方策

\*この「ダイジェスト版」では、基本的施策から施策までを紹介します。

### 重点施策

10年の計画期間において、総合的に男女共同参画の推進に関する《施策》を進めていきますが、より効果的に推進するため、19項目の《施策》のうち、計画期間前半の5年間で優先的・重点的に取り組むべき重点施策を選定します。

#### 基本理念 (条例第3条)

【個人の人権の尊重】 【多様な生き方の選択】 【政策決定等への平等参画】  
【家庭生活と他の社会生活の両立】  
【性と生殖に関する女性の健康と権利の尊重】 【国際的理解と協力】

#### 将来像

男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松

#### 基本的施策 1～6

#### 施策 1～19

##### 1 男女共同参画のさらなる 推進のための意識改革

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 2 指導的立場にある者への意識啓発……………重点
- 3 世代、地域に対応した意識づくり……………重点

##### 2 人権の尊重

- 4 男女間の暴力の根絶
- 5 セクシュアル・ハラスメントの防止への啓発
- 6 女性の人権を尊重した取組の推進
- 7 男女のニーズの違いに配慮した防災活動

##### 3 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

- 8 女性リーダーの育成支援……………重点
- 9 市審議会等への女性登用の促進
- 10 自治会、PTA等会長職への女性登用の促進
- 11 管理職への女性登用の促進

##### 4 仕事と生活の両立支援

- 12 男女がともに働きやすい職場環境の構築………重点
- 13 男性の家庭参画の推進
- 14 地域社会活動への参画の促進
- 15 農林水産業・自営業における女性の就業環境の整備

##### 5 男女の自立支援

- 16 相談体制の充実と関連機関との連携強化
- 17 チャレンジ・再チャレンジへの支援……………重点
- 18 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

##### 6 国際的理義と交流

- 19 多様な文化・価値観への理解と交流

## 1 計画の体系

推進施策の番号に■印があるものは重点施策

